

監 査 報 告 書

令和 6年 5月17日

学校法人 和泉短期大学

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 和泉短期大学

監 事 小山田 小八郎

監 事 横 倉 光 男

私たち監事は、2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの2023(令和5)年度における学校法人和泉短期大学寄附行為第8条各号に掲げられた学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行状況について監査を行った結果、次のとおり報告します。

1 監査の方法

(1) 学校法人の業務若しくは理事の業務執行状況の監査については、理事会及び評議員会に出席して、業務の報告を聴取し、かつ、重要な関係書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し必要と認められる方法を実施して、理事の業務執行の妥当性を検討しました。

(2) 財産の状況の監査については、東陽監査法人の監査の計画、方法ならびに監査結果の報告を求め、また、適時その監査に立ち会い、かつ、会計帳簿、証憑書類の実査、照合など必要と認められる方法を実施して、計算書類の正確性を検討しました。

2 監査の結果

(1) 学校法人の業務若しくは理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

(2) 法人の財務状況に関しては、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。

以 上